

平成25年2月27日

警察庁交通局交通規制課法令係
パブリックコメント担当 御中

東京都八王子市元八王子町 1-347-2
公益社団法人自転車道路交通法研究会
代表理事 瀬川 宏
Tel
Fax
E-Mail

「道路交通法改正試案」に対する意見

標記について、「道路交通法改正試案」（以下単に「試案」といいます。）第3項「自転車利用者対策」に関し、以下のとおり要望事項を意見として提出致します。

(1) 自転車の危険な運転を防止するための講習に関する規定の整備について

ア 「交通に危険を及ぼす一定の行為」（以下単に「危険行為」といいます。）の内容及び「反復して行った」に該当する回数等の基準については、道路交通法令（道路交通法、同法施行令又は同法施行規則）に詳細かつ具体的に定められるよう、また公安委員会規則に委任することのないよう、要望します。

イ 危険行為によって歩行者に危険が生じている旨が参考事項として記載されていますが、歩行者にとって最も危険と感じる自転車の行為は、道路交通法第63条の4第2項違反に他なりませんので、歩行者を自転車の当該違反行為から守るため、危険行為には道路交通法第63条の4第2項違反を含めて頂きたく、また併せてこの違反行為の取締り、指導等の徹底を図られたく、要望します。

ウ 講習を受けることを命ずることができる条件について、マスコミでは「赤切符2枚で・・・」などと報道されていましたが、この命令に係る危険行為の事実認定に関しては、必ず刑事裁判の確定判決をもって行うようにし、赤切符交付をもって危険行為があったものと扱う等行政機関に裁量の余地が生じ得る制度には決してされませんよう、

要望します。

エ 危険行為の例として信号無視を掲げられていますが、信号に関して申せば、現実の交通では、自転車がどの信号機に従うべきか等の判断が一般の自転車利用者にとって著しく困難な状況が多数存在するため、法改正と併せ、信号機に関する法令の規定についても、例えば歩行者自転車専用信号機に関する規定を廃止する等、自転車利用者にとって分かりやすいものとなるよう改正されたく、要望します。

オ 「公安委員会の行う講習」は、実際には運転免許の更新時講習と同様に交通安全協会等の民間企業に委託することとなるものと思われませんが、この講習が利権化することなどのないよう、法改正と併せ、講習委託先の選定が競争入札によって適正に行われるように取り計らわれたく、要望します。

(2) 自転車の制動装置に係る検査及び応急措置命令等の規定の整備について

ア 俗にブレーキ無しピストなどと呼ばれる自転車を運転するなど、明らかな故意犯については、運転継続禁止命令を経ず直接検挙する扱いとされたく、要望します。

イ 警察官の中には、コースターブレーキを知らないなど自転車に関する知識に著しく乏しい者が相当数存在するようであり、また現に、警察官の知識不足による不適切な取締り、指導等もなされているため、警察官によるこのような不適切な行為が決して行われることのないよう取り計らわれたく、要望します。

ウ 自転車を停止させることができることについては、警察官が本制度を目的外利用するなどの不正な運用を防ぐため、本制度に基づき停止させることができる条件を併せて制定するとともに、当該条件を広く公表されたく、要望します。

エ 制動装置の検査の方法及び基準、応急の措置の具体例並びに運転継続禁止を命ずることができる条件についても同様に、警察庁において具体的に定めるとともに、広く公表されたく、要望します。

(3) 自転車の通行方法に関する規定整備について

ア 路側帯通行については、右側路側帯の通行を禁止することに加え、路側帯を通行できる条件及び通行方法をより厳格化されたく、要望します。

イ 現行の道路交通法における道路（車道）左側通行義務が十分に守られていない、警察官の中にすらこの義務に違反する者がいるなどの現状から、この右側路側帯禁止規定についても、法改正後に果たして正しく守られることとなるのか、疑問視せざるを得ません。そのため、道路左側通行及びこの右側路側帯通行禁止については、法改正を機に、周知はもとより、取締り、指導等も徹底して行うよう取り計らわれたく、要望します。

JABLaw